

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から、令和2年7月17日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年10月16日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
農業総合研究センター園芸農業研究所	随意契約の要件を欠くもの及び随意契約の理由が明確でないものがある。	権限や契約実務が一目で確認できるよう作成した「契約実務チェックシート」を活用するとともに、確認者を増やすことにより審査体制を強化した。また、所管課である農業技術環境課において毎年1回以上の公所訪問を行い、監査指摘事項等の措置状況や会計事務の疑義等について聞き取りや指導を行うこととした。
村山電気水道事務所	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を複数職員で確認することを徹底することとした。